

令和6年10月17日

【令和7年度苫小牧市予算編成要領（別紙）～発注業務上の留意点】

財 政 部 長
(契 約 課 担 当)

令和7年度予算編成にあたり、各種物品購入、業務委託、少額工事、見積工事など、各部各課における発注業務に係る予算積算については、令和6年度市政方針及び公契約基本方針を踏まえ、次の点に留意して臨まれるよう要請する。

＜基本方針＞

- 競争性の確保
- 地元企業の優先活用
- 適切かつ合理的な範囲での分離分割発注による受注機会の拡大
- 市場実態を反映した予算額、予定価格、最低制限価格の設定による受注者の適正利益の確保を通じた労働者の安定した雇用環境の確保

＜具体的な留意点＞

- ア 予算積算にあたっては、執行時の予定価格を想定し、単に実績額のみを指標にするのではなく、昨今の社会情勢に伴う物価上昇や市場実態を反映した額とすること。その際、執行時における価格変動の可能性も考慮すること。
- イ やむを得ない場合を除き、二者以上の市内事業者から参考見積書を徴すること。その際、徴取した参考見積額に乖離があり、過年度実績についても社会情勢の変動等により参考とできない場合は、他の業者からも参考見積を徴するなど、適切な価格での予算計上に努めること。また、参考見積業者の選定にあたっては、受注者や参加事業者に経年的な傾向が見られないか点検し、必要に応じて、実績のある者以外からの徴取なども検討すること。
- ※ 印刷物の調達については、低価格競争の状況が見られるため、適正価格での発注が求められるところである。そのため、市場実態を反映した予算額が重要であることから、平成30年度以降、二者以上からの参考見積額の平均値を案件個別の予算額として取り扱っているため、これら要件を備えた予算計上とすること。なお、二者平均額から参考見積額が±20%以上乖離している場合は、

別事業者から参考見積を徴取し、近接する二者の参考見積の平均額を予算額とすること。

ウ 道内の事業場で働くすべての労働者（パートタイマー・アルバイト等を含む。）及びその使用者に適用される北海道最低賃金は時間額 1, 0 1 0 円（効力発生年月日：令和 6 年 1 0 月 1 日）となっており、各種業務の予算積算にあたっては、委託料中に占める人件費が最低賃金額を下回らないようにすること。（最低賃金額で積算するよう求めるものではない。）

エ 契約課では、市の委託先における業務従事者の労働環境の改善の一環として民間委託モニタリング制度を実施し、従事者の雇用環境の実態把握に努めているほか、労働集約型の業務委託契約を締結する際に「適切な履行について」の文書を受注者に配布し、適正な労働条件や安定した雇用環境の確保を求めていることから、各課においても当該文書（文書管理に掲載）を受注者に配布すること。

オ 清掃・警備業務及び印刷物については、平成 2 5 年度予算作成時から事業者からの参考見積書に加え、契約課所定の書式による積算内訳書（文書管理に掲載）を徴することとしている。なお、清掃業務の積算内訳書については適宜見直しを行っているため、文書管理に掲載している様式を使用すること。

カ 一者特命（又は見積）随意契約が継続しているような事案については、真に一者随意契約とせざるを得ないものか、他に競争性を働かせる余地がないか、予算積算にあたり、改めてその妥当性と競争性の導入の可能性について再検討すること。

キ 予算執行にあたり議会承認（予定価格 1 億 5 千万円以上の工事、予定価格 2 千万円以上の物品購入など）や補助金等の申請・許可手続きなどが必要となる事案については、特にその必要性や規模、事業者の選定方法、契約課への依頼時期、入札執行時期、納入時期など、あらかじめ事業計画を立てて臨むこと。

また、工事請負契約及び物品購入契約に限らず、その内容に予定価格 1 億 5 千万円以上の工事又は製造の請負や予定価格 2 千万円以上の動産の買入れが含まれる契約や協定なども議会承認が必要であることに留意すること。

※ 労働関係法令遵守や働き方改革の観点から、受注者に対しても十分な見積期間及び余裕のある履行期間となるよう、発注スケジュールに配慮し、適切な経費を見込むこと。

※ 契約課への物品購入依頼については、例年同様、購入時期の年間見通しを調査する予定である。（年度末頃）

ク 新規に事務用機器、車両以外の物品をリース方式により借り入れることを検討する際には、単に初期導入コストや各年の支出負担額の軽減の観点からだけでなく、リース期間内における総支出額と購入する場合に要する廃棄料を含めた総コストとの経済比較や、契約期間内に保守、改良等を行う必要性の有無等、長期継続契約

としての適格性について、慎重に検討すること。

また、リース期間満了後に対象物を事業者に戻還せずに市に譲渡するケース（譲渡条件付リース契約）で、予定価格2千万円以上の賃貸借（リース）契約については、実態としては所有権留保の割賦販売であることから、議会の議決が必要であることに留意すること。

- ケ 参考見積書を徴取する際には、見積日が記載された見積書の提出を求めること。
- コ 消費税及び地方消費税の税率については、軽減税率の対象品目となる飲食料品（酒類を除く。）及び新聞等は8%のまま据え置かれているので留意すること。
- サ 清掃業務において新たに長期継続契約を行う場合には、人件費部分の長期間の積算が困難であると事業者団体から要望があることから、契約期間を5年ではなく3年とすること。
- シ 仕様書は契約内容を明示する重要な書類であり、求める品質水準、履行条件等について明確に記載する必要があるため、過不足なく記載された適正な内容となっているか確認すること。また、次期契約更新に向けて受託事業者から、必要に応じて業務遂行上の課題などについてヒアリングを行うなどにより、仕様書の内容が現状に適しているか確認するなど改善に努めること。
- ス プロポーザルを実施する事業については、令和4年4月の苫小牧市業務委託等プロポーザル実施要領改正により、選定委員会における外部委員の選任について可能な限り努めることとしたため、外部委員の報酬等について適切に予算計上すること。
- セ 令和5年10月にインボイス制度が導入されたが、競争入札を実施するにあたり、適格請求書発行事業者でない者が契約の相手方となった場合に、消費税の負担が増加することなど、地方公共団体が不利益になることを理由として競争入札に参加させないことは適当ではないとの通知が総務省から発出されていることから、インボイス制度対応の可否によって事業者が不利益を被ることのないよう対応すること。